

議案第106号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 暮らし保健福祉部の表15の項事務の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項の(1)中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項の(2)中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同項の(3)中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料」に改め、同項の(4)中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同項の(5)中「第30条の2第1項」を「第30条の2」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表21の項の(9)中「第14条第6項（同条第9項）を「第14条第7項（同条第13項）に改め、同項の(9)の2中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同項の(9)の3中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項の(15)の6中「第40条の2第2項」を「第40条の2第1項」に改める。

別表第1 商工労働水産部の表1の項の(7)及び(8)を削り、同項の(6)中「第36条第1項（同条第4項）を「第88条第1項（同条第5項）に改め、同項の(6)を同項の(8)とし、同項の(5)中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項の(5)を同項の(7)とし、同項の(4)中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項の(4)を同項の(6)とし、同項の(3)中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同項の(3)を同項の(5)とし、同項の(2)中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項の(2)を同項の(4)とし、同項の(1)中「第10条」を「第69条第1項」に改め、同項の(1)を同項の(3)とし、同項に(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 法第57条第1項 の規定に基づく5	5トン以 上の漁船	3,100円
--------------------------	--------------	--------

トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	の漁業許可申請手数料	
(2) 法第58条において準用する法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料	2,600円

別表第1農政部の表2の項事務の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項の(1)中「第2項」を「第3項」に改め、同表4の項事務の欄中「及び」を「,」に改め、「政令」という。)」の次に「及び家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。以下この項において「省令」という。)」を加え、同項の(5)を削り、同項の(6)中「第32条」を「第23条」に改め、同項の(6)を同項の(5)とし、同項の(7)中「第32条」を「第23条」に改め、同項の(7)を同項の(6)とし、同項に次のように加える。

(7) 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
(8) 法第32条及び省令第38条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円
(9) 法第32条及び省令第39条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

覚せい剤取締法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。